

## 安芸高田市田んぼアート公園整備事業調査設計等業務 公募型プロポーザル 実施要領

### 1 趣旨

本実施要領は、安芸高田市（以下「市」という。）が吉田町可愛地区に田んぼアート公園を整備するにあたり、基本的な公園施設の機能と配置の検討、展望台等の基本設計に関し、最適な設計者を選定するため、公募によるプロポーザルにより広く提案を求めます。

### 2 本事業の目的

本事業の対象地域である吉田町可愛地区は、令和2年春に道の駅「三矢の里あきたかた」が開業し、市内中心という地の利を活かして、市内6町の各地へ観光客を周遊させる新たな拠点として生まれ変わります。また、令和3年には、新たに開業する道の駅の近接地に、田んぼアート公園といった観光のランドマークを整備することにより、扇の要の如く、市内6町に点在する観光施設・観光地を線、そして面で結び、市内周遊型の観光の拠点としていきます。

田んぼアート公園では、西日本最大級規模の田んぼアートを実現するとともに、公園内に中世城下を模した展望台や屋台村を配し、「毛利元就」のイメージを醸し出すことで、本市主要な独自の観光資源「毛利元就」の磨きあげへと繋いでいきます。

道の駅の開業、そして近接地に誕生する田んぼアート公園の相乗効果により、市内全域の観光客数を増加させ、本市における観光消費額の増額に繋げ、「人・モノ・金・情報」を循環させ、地域住民はもちろん市内外からの集客により地域活性化を図ります。

### 3 業務概要

#### (1) 業務名

安芸高田市田んぼアート公園整備事業調査設計等業務

#### (2) 業務内容

安芸高田市田んぼアート公園整備事業調査設計等業務 公募型プロポーザル仕様書(以下「仕様書」という。)によるものとする。

ただし、この業務内容は受託者が業務成果として求める最低限の仕様を参考として示したものであり、提案者の技術提案内容を制限するものではない。

#### (3) 履行期限

契約締結の日の翌日から令和2年3月31日(火)まで

#### (4) 発注者

安芸高田市長 浜田 一義

#### (5) 選定方式

公募型プロポーザル

#### (6) 契約限度額

5,670,500円(消費税相当額を含む) ※ボーリング調査費を含む

(7) 事務局

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地  
安芸高田市役所産業振興部商工観光課  
TEL : 0826 (47) 4024 FAX : 0826 (42) 1003  
E-mail : shokan@city.akitakata.jp  
安芸高田市ホームページ : <http://www.akitakata.jp>

**4 参加資格について**

(1) 参加資格要件

参加を申し込む者は、参加申込日において次の要件全てに該当すること。

- ①令和元年度・令和2年度安芸高田市測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に記載され、「建築関係」建設コンサルタント業務の認定をされている者。
- ②広島県内に本店を有している者。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ④建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ⑤参加意向申出書及び技術提案書の提出の日から契約締結の日までの間において、安芸高田市建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外を受けていないこと。この場合において、国及び県工事等において指名除外がある場合も参加資格がないものとする。
- ⑥平成21年4月1日以降の同種業務の基本設計及び実施設計の実績を有していること。
- ⑦単体企業であること。

**5 参加表明書及び技術提案書の提出方法等**

(1) 第一次選考用提出書類（参加意向申出書等）の提出

- ①提出期限 令和元年12月23日（月）17時00分（必着）
- ②提出先 安芸高田市産業振興部商工観光課  
〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地
- ③提出書類 参加意向申出書（様式1） 1部  
業務実施体制調書（様式2） 1部  
事務所の同種・類似業務実績調書（様式3） 1部  
予定技術者の経歴調書（様式4-1～4-5） 1部  
経営戦略やブランディングの実績を有する協力者の経歴等（様式5） 1部  
事務所概要資料 1部
- ④提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送してください。）
- ⑤その他 参加資格の確認を行い、第1次審査結果を書面により通知します。

(2) 第二次選考用提出書類（技術提案書等）の提出

- ①提出期限 令和2年1月23日（木）17時00分（必着）

- ②提出先 安芸高田市産業振興部商工観光課  
〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地
- ③提出書類 技術提案書（様式6） 1部  
協力事務所調書（様式7） 1部  
業務の実施方針及び実施手法（様式8） 15部  
課題に対する提案（様式9） 15部  
見積書 1部
- ④提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送してください。）
- ⑤その他 所定の様式以外の書類については受理しません。

## 6 質問方法

提出書類等の作成又は提出に関する質問がある場合は、質問書（様式10）により提出（FAX、メール可）をお願いします。質問内容及び回答については、安芸高田市ホームページに掲載しますが、質問者は公表しません。

## 7 提出書類一覧

提出書類	様式等	提出部数	提出期限
参加表明 参加者	参加意向申出書 様式1	1部	令和元年 12/24（火） 17時必着
	業務実施体制調書 様式2	1部	
	事務所の同種・類似業務実績調書 様式3	1部	
	予定技術者の経歴調書 様式4-1～5	1部	
	経営戦略やブランディングの実績を有する協力者の経歴等 様式5	1部	
	事務所概要資料（パンフレット等）	1部	
技術提案 参加者	技術提案書 様式6	1部	令和2年 1/23（木） 17時必着
	協力事務所調書 様式7	1部	
	業務の実施方針及び実施手法 様式8	15部	
	課題に対する提案 様式9	15部	
	見積書	1部	
共通	質問書（疑義がある場合のみ） 様式10	1部	

## 8 参考資料

No.	資 料 名
1	位置図
2	平成 28 年度安芸高田市周遊性促進事業調査報告書
3	平成 29 年度田んぼアート事業実施計画書
4	安芸高田市田んぼアート公園整備事業調査設計等業務公募型プロポーザル実施要領（本書）
5	安芸高田市田んぼアート公園整備事業調査設計等業務公募型プロポーザル業務参加表明書・技術提案書作成要領
6	安芸高田市田んぼアート公園整備事業調査設計等業務公募型プロポーザル仕様書
7	安芸高田市公共建築物等木材利用促進方針

※上記 2 及び 3 以外は、市ホームページからダウンロードしてください。

※上記 2 及び 3 については、産業振興部商工観光課において貸出を行います。

## 9 審査方法

### (1) 第一次選考（技術提案書の提出者の選考）

参加表明書の提出者については、資格要件の確認及び評価を行い、資格要件を満たす者の中から、5 者程度を選考します。

選考は令和元年 12 月 25 日（水）に実施し、その結果については、郵送により通知します。

技術提案書の提出要請を受けた者は、技術提案書を提出してください。

### (2) 第二次選考（技術提案書の特定）

第一次選考を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次選考において技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、設計者の候補者として特定者及び次点者各 1 者を特定します。

ヒアリング等の詳細な日時等は、追って通知します。また、選考結果については、全者に対し郵送により通知します。

## 10 評価基準

### (1) 第一次選考

参加表明書の評価基準は、次の評価表によります。

評価項目	評価事項	配点
1 事務所の評価 (業務経歴等)	同種業務実績（件数及び施設規模）	20.0
2 配置技術者の資格、技術力 (技術者等の経験と能力)	(1) 資格の内容	8.0
	(2) 同種業務の実績	27.0
	(3) 実務経験年数	11.0

3 マーケティング等に関する協力者の技術力	マーケティング、商品・サービス開発、ブランディングに関する実績件数	34.0
-----------------------	-----------------------------------	------

(2) 第二次選考

技術提案書の評価基準は、次の評価表によります。

評価項目	評価事項	配点
業務の実施方針及び手法	(1) 業務の理解度	13.0
	(2) 持続可能な田んぼアート公園を実現する方法	13.0
	(3) 設計上の配慮事項	13.0
課題に対する提案	(4) 課題に対する技術提案の的確性・創造性・実現性	36.0
見積内容	(5) 見積書	10.0
ヒアリング	(6) ヒアリングを踏まえた総合評価	15.0

11 選定委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

安芸高田市田んぼアート公園整備事業調査設計等業務委託設計候補者選定委員会の委員は次のとおりとします。

区分	氏名	役職等
委員	川村 健一	広島経済大学名誉教授
委員	武田 薫	一般社団法人元就新城下代表理事
委員	竹本 隆文	安芸高田市商工会事務局長
委員	竹本 峰昭	安芸高田市田んぼアート公園整備事業実行委員長
委員	重永 充浩	産業振興部長
委員	行森 俊荘	産業振興部特命担当部長
委員	蔵城 大介	建設部長

12 特定・非特定の通知

技術提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨を書面により通知します。

なお、特定された場合であっても、提案内容の履行を保証するものではありません。

13 契約について

(1) 審査委員会により最優秀者に選定された者は、業務委託契約を締結します。

①契約日 令和2年1月下旬

②履行期限 調査設計等業務 令和2年3月31日（火）まで

(2) 契約書作成の要否 要

#### 14 プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施時期
プロポーザル実施の公表	12月16日（月）
プロポーザル参加者の募集	12月16日（月）～12月24日（火）
質問受付期間	12月16日（月）～12月20日（金）
質問回答期限	12月23日（月）
参加意向申出書提出締切	12月24日（火）17時必着
第一次審査委員会（書類審査）	12月25日（水）
第一次審査結果通知	12月下旬
質問受付期間	1月8日（水）～1月14日（火）
質問回答期限	1月16日（木）
第二次審査受付期限	1月23日（木）17時必着
最終審査委員会（ヒアリング）	1月下旬
最終審査結果通知	1月下旬発送
契約締結	1月下旬

#### 15 プロポーザルの取扱い

- (1) 本事業の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しません。
- (4) 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければなりません。

#### 16 経費の負担

本プロポーザルに参加することによって生じる費用は、全て参加者の負担とします。

#### 17 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 技術提案書作成要領に指定する技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

- (3) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関してプロポーザル審査委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

## 18 その他

- (1) プロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き変更することはできません。
- (2) プロポーザルの作成のために安芸高田市において作成した資料は、安芸高田市の了解なく公表、使用することはできません。
- (3) プロポーザルは最適な設計者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (4) プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- (5) 審査内容に関する問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

履行実績が認められる業務について

1. 同種施設と類似施設について

同種施設	類似施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅</li> <li>・サービスエリア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省が定める「官庁施設の設計業務等積算要領（別表）」の別表1-1建築物の種類の第五号</li> </ul>

別表1-1 建築物の類型（告示別添二による建築物の類型）

建築物の 類型	建築物の用途等	
	第1類（標準的なもの）	第2類（複雑な設計等を必要とするもの）
第一号	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
第二号	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、 特殊設備を付帯する工場等
第三号	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
第四号	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
第五号	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、 ショールーム等
第六号	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	分譲共同住宅等
第七号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
第八号	大学、専門学校等	大学（実験施設等を有するもの）、 専門学校（実験施設等を有するもの）、 研究所等
第九号	ホテル、旅館等	ホテル（宴会場等を有するもの）、 保養所等
第十号	病院、診療所等	総合病院等
第十一号	保育園、老人ホーム、老人保健施設、 リハビリセンター等	多機能福祉施設等
第十二号	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館 研修所、警察署、消防署等

- (注) 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。  
 2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。